

# 令和7年 第4回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金）午後1時55分から午後3時06分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主事	蛭間祐貴
次長	小俣千秋		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第4回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 栗原 昇                      委員 松永 貴夫

## 11. 議決事項及び議事の要領

### 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の経営面積等は、議案書に記載のとおりです。譲受人は法人のため、農地を取得することが可能な農地所有適格法人の4つの要件を満たしている必要があります。

1つ目が法人の組織、法人形態に関することです。農業協同組合法に基づく農事組合法人、もしくは会社法の株式会社又は持分会社のいずれかであることとされており、譲受人は株式会社のため要件を満たしています。

2つ目が事業の内容に関する事で、主たる事業が農業であることとされています。譲受人については、主たる事業は農業であり、具体的に行う内容としては水稻・野菜とされており、要件を満たしております。

3つ目が農業関係者の総議決権の割合に関する事です。農業関係者の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めることとされており、譲受人については、農業関係者の有する議決権の割合が100%になるため、要件を満たしています。

4つ目が経営責任者の要件、役員数に関する事です。役員の過半が年間150日以上農業に従事すること、いわゆる常時従事者であることとされており、譲受人については、会社の役員数が2名であり、2名とも常時従事者であるため要件を満たしています。

以上のことから、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件をみたしています。

譲受人は市内にて約100haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番と3番は同じ譲受人であるため、まとめて説明します。2番及び3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。

譲受人は市内にて約0.9haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。  
1 番 三芳野地区 西嶋推進委員  
2、3 番 入西地区 浅見推進委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件の譲受人は大規模農業法人であり、特に問題はないと思います。譲渡人はこの地域の出身でしたが、就職と共に県外に居住しており、ほぼこちらで農業をしたことはなく、農地も譲受人が管理しておりました。小委員会においても、譲受人が申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委 員 2 番と 3 番は譲受人が同一なので、一括で説明します。譲受人は近くに畑をもっており、野菜等を作り知人等に譲っているとのことでした。2 番の譲渡人は子供が同居しておりますが耕作ができず、高齢になり規模縮小を図りたいとのことです。3 番の譲渡人は高齢のため耕作できず、子供も耕作できず規模縮小を図りたいとのことです。

申請地は適正に管理されており、取得後は譲受人が大豆等を作りたいとのことです。小委員会におきましても、譲受人が申請地を取得することについて問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。  
議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第 15 号については許可と決定します。

#### 議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。申請の事由については、ごみ集積所への転用となります。今回の申請地の周辺で農地転用の許可を得た数軒の自己用住宅の建築があり、同じ地域内に存在する既存のゴミ置き場はすでに満杯となり、新たなごみ集積所の設置が必要なことから今回の申請に至ったとのこと。また、ごみ集積所の設置に関しては、市役所の担当課である廃棄物対策課との協議により、市が土地の寄付採納を受けるには地目が雑種地である必要があり、申請人が個人で転用を行い、許可後に地目を雑種地へ変更したうえで市へ寄付採納を行うということになります。農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。  
勝呂地区 岡野 幸平推進委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 申請地の近くに住む方にお話しを聞いたところ、こちらに引っ越す際にごみ集積所ができると聞いておりましたが、1年近く進展が無く心配だったとのことでした。今回の申請の話聞いて安心したそうです。  
小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。  
議案第16号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第16号は、許可相当と決定します。

#### 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

こちらの内容につきましては、2月の総会で審議し、3月に許可を受けましたが、その際に開発区域に含むべき農地1筆を申請していなかったことが許可を受けた際に判明したとのことでした。県に確認したところ、あらためて1筆のみ申請し許可を受ける必要があるとの回答であったため、今回の申請に至っています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、工事車両の待避所としての一時転用となります。

こちらの内容については、圏央道坂戸IC北東の地区が市街化区域に編入されたことに伴い、大規模な土地造成工事が実施され、議案書に記載の譲受人が工事の請負人になっています。工事実施に際しては、工事車両がIC南側の県道上井草坂戸線から出入りすることが予定されていますが、IC南側は水田として耕作が行われるため、トラクター等による農作業の支障とならないために、工事車両

が一時的に退避する工事車両待避所として一時転用したいという内容になっています。

申請地の一部について、木が存在していることが申請後の現地確認にて発覚したため、県へ確認をしたところ、許可が出るまでに木を伐採するよう話しがあり代理人へ伝えたと、近日中に木を伐採するとの回答があり、現地については問題ないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準について、こちらの土地は農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき市が定める、農用地区域内農地に該当しております。農用地区域内農地については、原則転用を許可しない農地と位置づけられていますが、不許可の例外として、一時転用があり、今回の申請内容は転用期間が3年の一時転用のため、不許可の例外に該当するものと考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、一時転用ということで転用期間が終了した際には元の農地の状態に復元される見込みとなっております。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、住宅の敷地拡張で住宅進入路への転用となります。

譲受人は現在の住宅が老朽化したことに伴い建替えを計画したところ、譲受人の自宅敷地では建築基準法上の道路として認められるものが存在しないことが判明したとのことです。そこで、自宅の南側に位置する県道から住宅進入路を設けるために転用の申請を行ったものになります。

申請地は、払下げを受けた土地と合わせて幅員4メートルの路地状敷地であり、埼玉県建築基準法施行条例において、路地状部分の長さが20メートル以上は幅員4メートルを保持しなければならないと決められているとのことです。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理について、通路部分は砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用と

なります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。  
1番 三芳野地区 小川隆委員  
2番 三芳野地区 西嶋推進委員  
3番 勝呂地区 小島委員  
4番 入西地区 人見推進委員  
5番 大家地区 澤田委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番の案件は、2月に審議され既に許可を得られており、所有者や申請地の状況等は変わっておらず、説明を割愛いたします。今回の申請は2月の申請で漏れたものですので、小委員会では転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 2番の案件は開発に伴うもので、ダンプがすれ違えるように待避所を作るものであり、小委員会では転用はやむを得ないとの判断となりました。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 3番の案件は母屋の建て替えに伴うもので、隣接している農地は綺麗に耕運管理されており、近隣農地への影響はないと考えられます。近隣農地への影響の少なさや転用の必要性から、小委員会では転用はやむを得ないとの判断となりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 4番の案件の譲渡人は、現在80歳で夫婦二人暮らしであり、申請地は耕作を全くせず、草刈り等の管理を行っている状況です。高齢により管理も大変になり、後継者もないことから、申請地を手放すことにしたとのことです。近隣農地への影響はないと考えられ、小委員会でもやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 5番の案件の譲渡人は、3月にご審議いただいた案件と同一であり、申請地の状況と近隣農地への影響も同一です。小委員会では転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。  
議案第17号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第17号は、許可相当と決定します。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議長 議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。変更を行う案件は令和5年10月に許可されたものになり、許可後にハウスメーカーを変更することになり、建築の計画を変更したいとの話がありました。県へ事前に確認したところ、許可後の計画変更の承認を受ける必要があるとのことで今回の申請に至っています。

現地については、雑草が繁茂していますが、農地として違反がないことを事務局にて確認しています。

今回の計画変更に際しては、許可を受けた内容から土地の申請面積、取水排水計画等の変更はありません。また、許可を受けた土地の中で建設計画が変更することによって生じる問題点はないと考えられます。

議長 担当地区より説明をお願いします。  
1番 三芳野地区 齋藤推進委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の変更内容は、建築会社の変更に伴う建物、建物配置、面積及び外構等の変更であり建築面積が広がりましたが問題は無く、小委員会で慎重に協議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。  
議案第18号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、承認相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第18号は、承認相当と決定します。

議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長 議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地の貸借は農地中間管理機構を介した形に一本化されましたが、計画の内容確認につきましては、市農業振興課が地域計画との確認を行い、農業委員会は受け手の経営体としての必要要件を確認するとともに、総会において担当地区の委員さんから耕作者に関する補足説明をもって審議し、意見を決定する形とさせていただきました。

今回は、2件の申請がございました。1番の案件は、鶴ヶ島市で栗を栽培する個人農家です。2番の受け手は、坂戸市にある農地所有適格法人となります。い

ずれも経営体として要件を満たしていることを事務局で確認しております。

続いて、利用権設定の新規受付は終了したため、議案としてではなく、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えします。農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、件数2件、筆数4筆、面積が合計4,146㎡となっております。今回は、令和7年5月1日始期の農地中間管理事業分がないため、解約された農地中間管理事業分の面積を差引しますと、令和7年5月1日設定後の利用集積面積は3,507,348.32㎡となります。

議 長 担当地区より説明をお願いします。  
1番 三芳野地区 西嶋推進委員  
2番 三芳野地区 栗原委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件の地権者は、ブドウの他、栗も栽培しておりますが、手が回らず鶴ヶ島市の方に管理をしてもらうことになりました。現地を確認したところ、綺麗に管理されており問題はありませんでした。

委 員 2番の案件は、申請地を耕作者が管理しており、麦を作る予定で、特に問題はないと思われます。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。  
議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第19号は意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

#### 報告第4号 専決処分の報告について

議 長 報告第4号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第4号ですが、3月の専決処分は、農地法第3条の3の届出4件、農地法第4条の農地転用届出1件、農地法第5条の農地転用届出4件です。  
内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。  
(質問・意見なし)

#### 12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第4回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年4月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員